

安全報告書



平成22年7月1日



運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

遠鉄バスグループにおいては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

（輸送の安全に関する基本的な方針について）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 竹内 善一郎

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

2.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において策定した平成21年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに平成22年度事故抑止目標は次の通りです。

1. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成21年度事故抑止目標	27件
平成21年度事故実績	36件(前年41件)
平成22年度事故抑止目標	24件



磐田営業所連続無事故1,000万キロ達成

2. 年間最重点実施項目(平成21年度)

「黄色信号で必ず停車」 ~ 信号の変わり目に対する予測運転の徹底 ~

3. 月別事故防止重点項目(平成21年度)

- 4月 新入学生、不慣れなお客様に 優しい言葉で接客接遇
- 5月 早めの合図、早めのブレーキで追突防止 防衛運転の徹底
- 6月 車内温度に気配り 冷房は控えめに、CO2削減に協力しましょう
(車内・車庫)
- 7月 バックの基本動作の徹底 下車して再確認 安全第一
- 8月 夏休み、子供の動静に注意 子供、自転車の飛び出しには特に注意
- 9月 運行表の再確認 行き先確認! 時刻確認!
- 10月 早めのライト点灯で自己防衛運転
- 11月 暖房の使いすぎに注意し、エコドライブを実践しよう
- 12月 落ち着いた気持ちで安全運転 他車の動静 予測した防衛運転
- 1月 弱者を守る運転、車内事故撲滅
- 2月 車内ミラー完全セットで呼称確認 「ドア閉めます」 発車します」
- 3月 すれ違い、先に停車、譲り合い運転の励行

3.自動車事故報告規則第 2条に規定する事故に関する統計

平成 20 年度発生	9 件	平成 21 年度発生	10 件
内訳 車内事故	4 件 (内 1 件無責)	内訳 車内事故	7 件 (内 3 件無責)
車両故障	3 件	車両故障	1 件
健康起因	0 件	健康起因	0 件
衝突	2 件 (内 2 件無責)	衝突	1 件 (内 1 件無責)
		接触	1 件 (内 1 件無責)

4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

1. 弊社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は弊社の安全管理規程に記載されているとおりです。
2. 弊社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は弊社の安全管理規程に記載されているとおりです。

5.輸送の安全に関する重点施策

1. 平成 21 年度に実施すべき重点施策を「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」に基づき、以下の通り定めました。また、重点施策の実施のために当社経営計画の中で策定した実施項目は「7.平成 21 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置」にて記載させていただきます。
 - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 輸送の安全に関する重点施策を実施する際には、必要に応じて一般旅客自動車運送事業を営営するグループ他社とも連携して取り組む。

6.平成21年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

「安全安心の遠鉄ブランドの構築」～コンプライアンスの遵守～

(1)内部統制室による内部監査と年2回の自己監査(営業所監査・相互監査)の実施
「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(2)飲酒運転防止対策の実施

- ・乗務開始前及び乗務終了後点呼時のアルコール検知の徹底
- ・観光バス乗務員の宿泊先での飲酒に対する厳正な点呼指導
(モバイル・アルコール検知器の活用と担当課員が観光バス乗務員の宿泊先へ出向いての現地点呼の実施)
- ・アルコール検知器パソコン老朽化に伴う更新

(3)事故防止のための計画・実施事項

年間最重点実施項目「黄色信号で必ず停止」及び月別事故防止重点項目の設定

- ・強化月間の実施による啓蒙
- ・営業所長、運行管理者等による添乗指導
- ・交通安全運動に合わせて交差点での立ち見調査の実施
- ・所属毎に年間及び月別の項目についてのPDCAの取り組み
本社及び全営業所による
事故防止委員会の開催(分析と対策及び検証)
適性診断の実施と統括運行管理者による
運転者への指導
エコドライブ推進(本社及び各所属における教育・啓蒙)



浜松観光バスとの
合同運転事故防止対策委員会

(4)健康管理の確実な実施

定員確保による過重労働の防止
健康管理指導基準(弊社基準)に基づく運転者の健康状態の把握
年2回の健康診断

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

「職場環境の整備」と「設備投資による安全確保」

- (1)乗務員採用専属担当者による採用活動
- (2)デジタルタコグラフの導入
- (3)ドライブレコーダーの導入
- (4)ドライブマスターの導入

- (5) 車載用無線機の導入
- (6) エコタイヤの導入
- (7) 空気圧監視システムの導入

3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「11. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・苦情情報の共有と活用
(本社及び全営業所)
- (2) ヒヤリハット情報の共有と活用
(所内掲示と冊子の発行)
- (3) 国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4) 「チャレンジ15UP作戦(従業員からの改善提案)システム」「改善提案(グループ会社管理職からの改善提案)システム」によるボトムアップ



ヒヤリハット所内掲示による情報共有

5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

「運転技術・接客の向上」と「環境にやさしい企業」

～教育による指導と燃費の改善～

- (1) 運転者全員を対象とした教育の実施
 - ・運輸安全マネジメント教育
 - ・事故防止教育
 - ・接客接遇教育
 - ・省エネ運転教育
(エコドライブの推進による事故防止)
- (2) 事故及び接客惹起者に対する特別教育の実施
- (3) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (4) 運輸事業部本社管理職による現場に出向いての点呼及び直接指導
- (5) 整備管理者による日常点検の指導
- (6) バスジャック訓練への参加
(静岡県バス協会・静岡県警察本部主催)



取締役社長の巡回指導



整備センターにおける車両整備風景

7.平成22年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置

「5.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

～コンプライアンスの遵守～

- (1)内部統制室による内部監査と年2回の自己監査(営業所監査・相互監査)の実施
「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。
- (2)「輸送の安全の確保」に主眼を置いた組織構築
乗務員教育・安全確保のための専門部署の設置
- (3)事故防止のための計画・実施事項
平成22年度年間最重点実施項目

「黄色信号で必ず停車」～信号の変わり目に対する予測運転の徹底～

平成22年度月別事故防止重点項目の設定

- 4月 新入学児童(歩行者、自転車)等の保護
横断歩道は歩行者優先、側方通過はスピードを落とす
- 5月 構内バック事故撲滅 指差確認危険箇所手前での一旦停止
- 6月 梅雨時は 車間距離保持、歩行者側方通過注意
- 7月 車内事故防止 ルームミラーの活用と状況に応じたマイクの活用
- 8月 弱者保護 歩行者、自転車の側方通過注意
- 9月 着席案内のすすめ 特に年配のお客様へのマイク案内と車内事故注意
- 10月「早めのライト点灯」で自己防衛運転
- 11月 バック追突防止 バックモニター等の活用と二段階停車
- 12月 着席確認後発車の徹底とドア開閉操作の確実な実施
- 1月 初心に帰り安全運転 着席確認後の発車
- 2月 バック追突事故防止 後退前には危険箇所の指差確認
- 3月 交差点進入では右左折確認 無理をしない予測運転の徹底

所属毎に年間及び月別の項目についてのPDCAの取り組み

交通安全運動に合わせて交差点での立ち見調査の実施

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

「要員の充足」と「エコドライブの推進及び設備改良の研究」

- (1)乗務員採用専属担当者による採用活動
- (2)省エネ運転表彰～エコドライブの徹底による事故防止～

3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「11. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・苦情情報の共有と活用体制の確立（本社及び全営業所）
- (2) 事故関係の初任担当者教育の実施による情報伝達の重要性の啓蒙

5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

「顧客満足度向上のための実務及び接客教育」

- (1) 運転者全員を対象とした教育の実施
- (2) 事故及び接客惹起者に対する特別教育の実施
- (3) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (4) 運輸事業部本社管理職による現場に出向いての点呼状況の調査指導



接客接客教育風景

8.平成 21 年度 安全に対する費用支出及び設備投資 (主なものの実績)

(主な費用支出)

- 1. 教育（事務者・乗務員等）に関する支出 5,759（千円） 人件費除外
- 2. 健康管理にかかる支出 4,450（千円）
定期健康診断他、諸検診の会社負担額含む

(主な設備機器類投資)

- 3. デジタルタコグラフ及びPC 導入 20,294（千円）
- 4. アルコール検知器 PC 更新及び保守点検 8,031（千円）
- 5. ドライブレコーダー導入 32,000（千円）
- 6. 車載用無線機導入 22,268（千円）

9.事故・災害に関する報告連絡体制

4-2 及び安全管理規程を参照ください。

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 運転者

- (1) 年間計画を作成して運転者全員を対象とした事故及び接客接遇・省エネの集合教育の実施
- (2) 事故惹起者教育及び特別教育の実施
- (3) 階層別教育の実施（指導乗務班長・班長・若年）
- (4) 適性・適齢診断の実施
（適性診断はNASVAネットの利用による）



NASVA ネット利用の適性診断

2. 運行管理者

- (1) 運行管理者全員を対象として、年間2回以上の事故防止及び法令遵守に関する集合教育を実施
- (2) 統括運行管理者を対象として1ヶ月に1回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育を実施
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構による一般講習を受講



全体助役会

3. 整備管理者

- (1) 整備管理者を対象に、年間4回以上の整備基準確認等の集合研修を実施
- (2) 静岡運輸支局による研修・講習会の受講
- (3) 整備管理補助者への研修指導の実施

4. 営業所長

営業所長会開催時における情報交換による情報共有及び指導

11. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置

1. 平成21年度において講じた措置は以下の通りです。

- (1) 弊社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、年間2回以上の自己監査を実施しております。
平成21年度については、全営業所に対して自己監査を実施し、不適格でない状況確認しております。
- (2) 「安全管理規程第15条1項」に基づき指名された内部監査員により内部監査及びフォローアップ監査を実施しました。

監査目的：「安全管理規程に係るガイドライン」に対する適合性の確認

被監査部門：運輸事業部業務推進課

監査事項：イ.安全管理規程の内容

ロ．安全管理規程記載の体制の構築状況 等

2.平成22年度におきましても以下のような措置を講じます。

(1)自己監査(営業所監査、相互監査)について

年間2回以上の自己監査(営業所監査、相互監査)を実施します。

重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。

自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じます。

(2)内部統制室による内部監査及びフォローアップ監査について

安全管理体制の適合性と有効性に対する内部監査とフォローアップ監査を実施します。

(3)監査役監査について

取締役社長・安全統括管理者に対し輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認します。

12.安全管理規程

弊社の「安全管理規程」は別紙のとおりです。弊社については、「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、平成18年12月に中部運輸局静岡支局に届出を済ませております。

13.安全統括管理者

弊社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており、平成20年7月に中部運輸局静岡支局に届出を済ませております。

氏名 竹山英夫

役職 常務取締役運輸事業本部長

安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

安全管理規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

第 1 条（目 的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 3 条（輸送の安全に関する基本的な方針）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に係る社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

- 1.最も重要なサービスとは、輸送の安全である
- 2.関係法令や社内規則を遵守しよう
- 3.現場の声をいかして安全の確保に努めよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
 - （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - （2）輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - （5）輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 輸送の安全に関する重点施策を実施する際には、必要に応じて一般旅客自動車運送事業を営むグループ他社とも連携して取り組む。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - （1）安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸事業部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため

次に掲げる者を選任する。

- (1) 運行管理者
- (2) 整備管理者
- (3) その他必要な責任者

- 3 . 運輸事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 4 . 営業所長は、運輸事業部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 5 . 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第 9 条 (安全統括管理者の選任及び解任)

- 1 . 旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 5 に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
- 2 . 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第 1 0 条 (安全統括管理者の責務)

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 1 . 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 2 . 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 3 . 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 4 . 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 5 . 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
- 6 . 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 7 . 運行管理が適正に行われるよう、運輸事業部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
- 8 . 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 1 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

第 1 2 条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第 1 3 条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第 1 4 条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 1 5 条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是

正措置又は予防措置を講じる。

第16条（輸送の安全に関する業務の改善）

- 1．安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2．悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

第17条（情報の公開）

- 1．輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2．事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

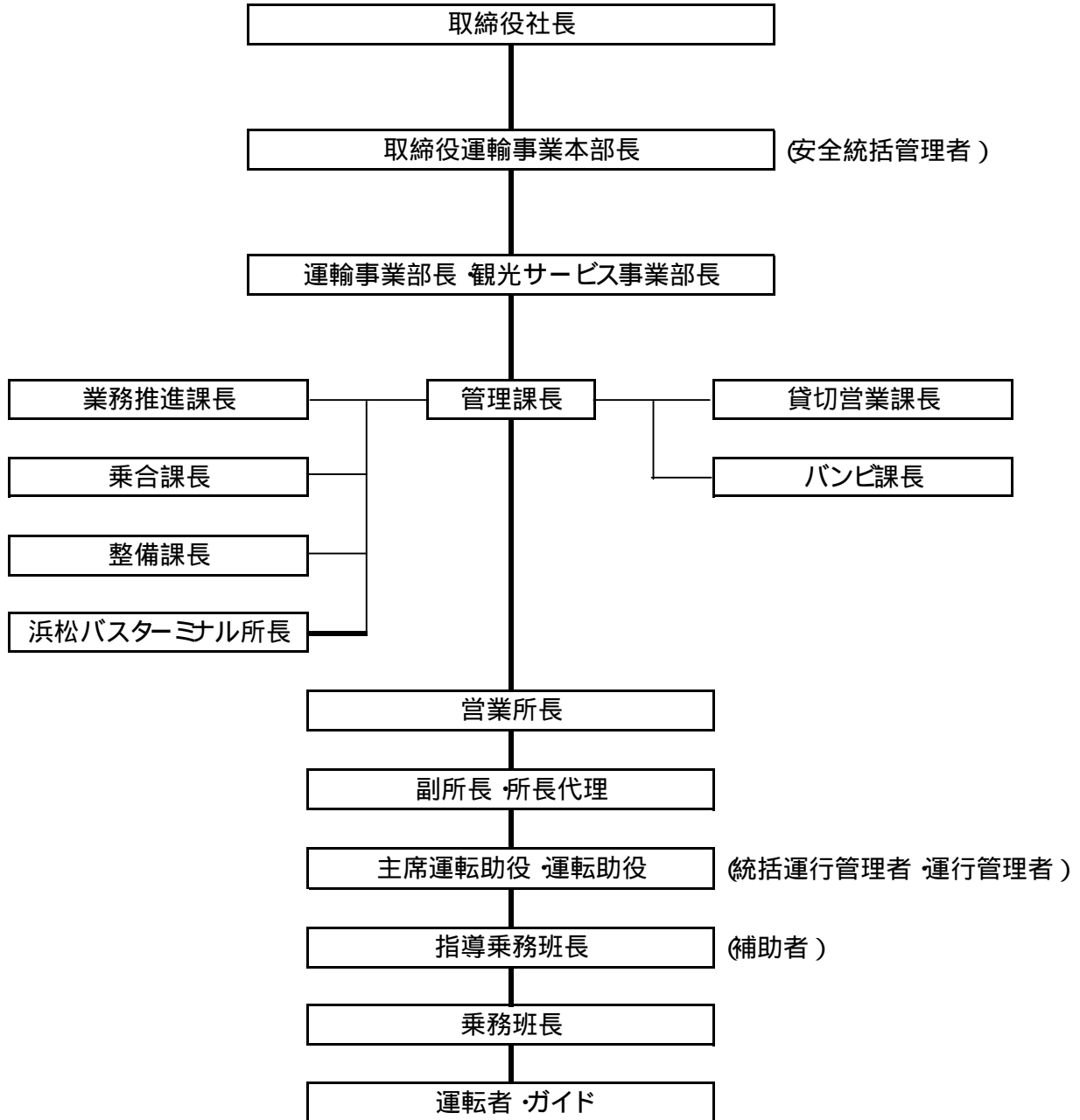
第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

- 1．本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2．輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3．前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書保存内規に定めるものとする。

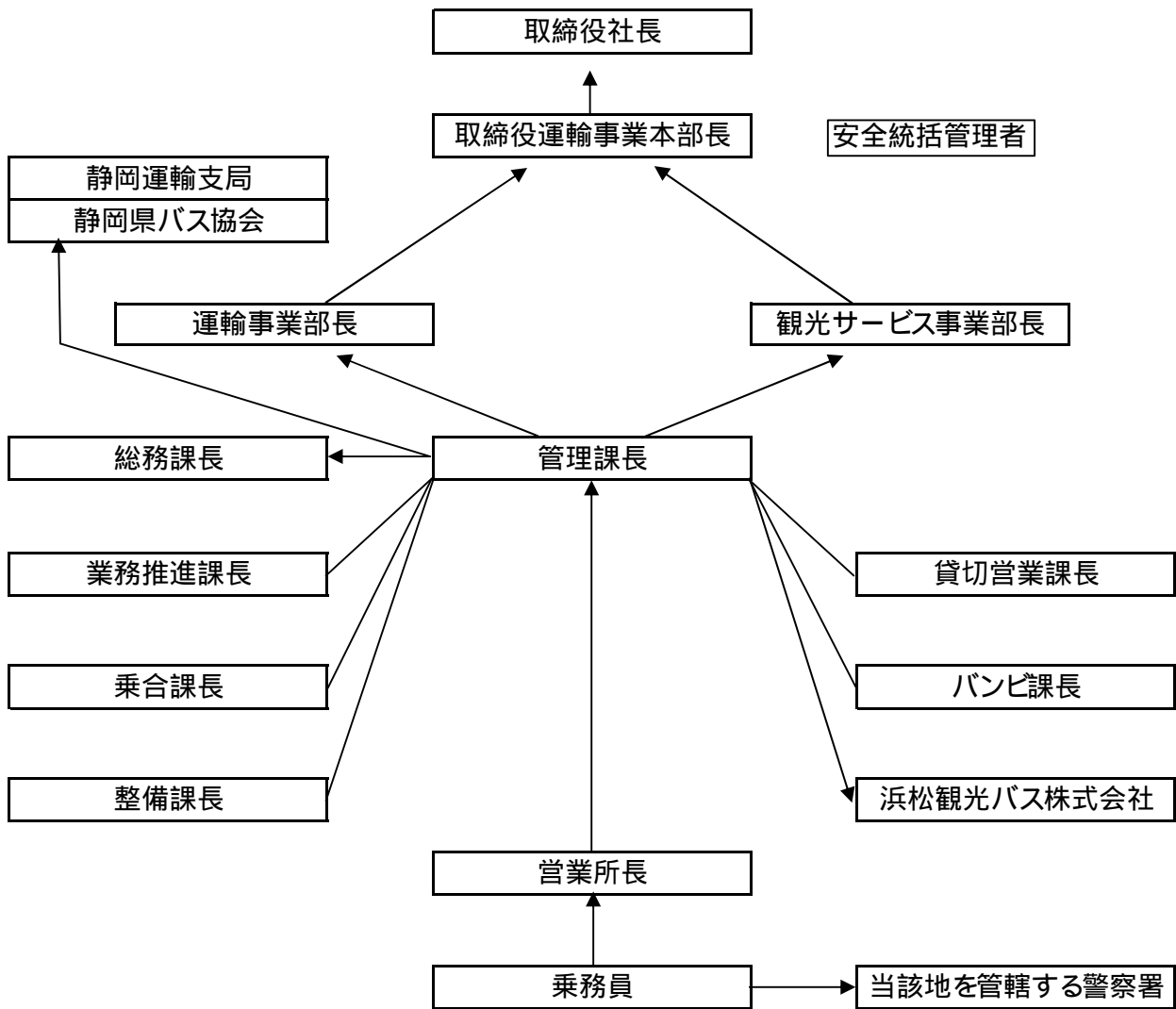
附 則

制 定	平成18年10月 1日
改 正	平成20年11月10日
改 正	平成21年 4月 1日
改 正	平成21年 8月10日
改 正	平成22年 7月 1日

安全管理組織図



重大事故発生時および緊急時の報告並びに連絡体制



(乗務員は事故発生と同時に乗務員手帳に基づき報告すること)

文書保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(丙)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
出勤簿(乗合・貸切・契約)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	2年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運転指令所 運行指示書	2年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
事故速報	2年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	2年	営業所		
異常気象の記録	1年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	2年	営業所		
デジタコ評価表	2年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本社事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	3年	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	2年	管理課		